

野田市告示第 8 6 号

野田市景観法及び野田市景観条例施行規則（令和 7 年野田市規則第 1 4 号）
の施行に関し必要な様式のひな型を別紙のとおり定め、告示の日から適用する。

令和 7 年 4 月 8 日

野田市長 鈴木 有

年 月 日

景観計画区域内行為事前協議書

(宛先) 野田市長

申請者 住 所
氏 名

野田市景観条例第 6 条の規定により、関係図書を添えて次のとおり提出します。

設 計 者	住 所 氏 名 電 話 番 号			
施 工 者	住 所 氏 名 電 話 番 号			
行 為 の 場 所	野田市			
	用 途 地 域		建 ぺ い 率 %	容 積 率 %
	防 火 地 域 等		そ の 他 の 地 域 地 区	
行 為 の 期 間	着 手 予 定 年 月 日 か ら 完 了 予 定 年 月 日			
行 為 の 種 類	建 築 物	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観を変更することとなる修繕・模様替 ☐ 色彩の変更		
	工 作 物	☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観を変更することとなる修繕・模様替 ☐ 色彩の変更		
	☐ 開発行為 ☐ 木竹の伐採			

注

- 1 行為の種類のカラムは、該当する□をチェックしてください。
- 2 千葉県屋外広告物条例（昭和 44 年千葉県条例第 5 号）の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置については届出の対象外となります。
- 3 この事前協議書には、協議の内容に応じた別紙及び野田市景観法及び野田市景観条例施行規則別表で指定する関係図書を添付してください。

別紙

建築物の概要	用 途					
	構 造	造 一部 造				
	階 数	地上	階	地下	階	
	高 さ	m		敷 地 面 積	m ²	
	建 築 面 積	届出部分	m ²	届出以外 の 部 分	m ²	合計 m ²
	延 べ 面 積	届出部分	m ²	届出以外 の 部 分	m ²	合計 m ²
	外観を変更すること となる修繕・模様替、 色彩の変更		行為の内容 行為の面積 m ²			
	仕 上 材	屋 根		色 彩	屋 根	
		外 壁			外 壁	
		外 構				
工作物の概要	種 類					
	構 造					
	高 さ	m (地上からの高さ m)				
	敷 地 面 積	m ²				
	築 造 面 積	届出部分	m ²	届出以外 の 部 分	m ²	合計 m ²
	仕 上 材			色 彩		
	外観を変更すること となる修繕・模様替、 色彩の変更		行為の内容 行為の面積 m ²			
開 発 行 為	行為の目的					
	行為の内容					
	敷 地 面 積	m ²		行為面積	m ²	
木 竹 の 伐 採	樹 種					
	樹 高	m から m				
	本 数	本		行為面積	m ²	

注

- 1 仕上材欄には、表面仕上げ材料をできるだけ詳しく記入してください。
- 2 色彩欄には、色調及びマンセル値（表色系）を記入してください。
- 3 建築物の屋根及び外壁並びに工作物の色彩は、変更命令及び原状回復命令の対象となります。

年 月 日

景観計画区域内行為届出書

(宛先)野田市長

申請者 住 所

氏 名

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の場所	野田市		
行為の種類	建 築 物	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観を変更することとなる修繕・模様替 ☐ 色彩の変更	
	工 作 物	☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観を変更することとなる修繕・模様替 ☐ 色彩の変更	
	☐ 開発行為		
	☐ 木竹の伐採		
設 計 又 は 施 行方法、 修景方法	☐ 野田市景観条例第6条に基づく事前協議のとおり ☐ 別添図書のとおり		
行為の期間	着手予定 年 月 日 から 完了予定 年 月 日		

注

- 1 この届出書は、当該行為に係る法律若しくはこれに基づく命令又は条例上の手続がある場合、野田市景観条例第6条に基づく事前協議が終了した後に提出できます。
- 2 行為の種類のカラムは、該当する☐をチェックしてください。

年 月 日

景観計画区域内行為変更届出書

(宛先)野田市長

申請者 住 所
氏 名

景観法第 16 条第 2 項の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

当初の提出年月日	年 月 日
行為の場所	野田市
変更内容	
変 更 前	
変 更 後	
別添図書のとおり	
行為の期間	着手予定日 年 月 日 から 完了予定日 年 月 日

年 月 日

景観計画区域内行為完了（中止）届出書

（宛先） 野田市長

申請者 住 所
氏 名

景観法第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定により届け出た行為を完了（中止）したので、野田市景観条例第 8 条の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

届出に係る行為の概要

届出年月日			
完了・中止年月日			
行為の場所	野田市		
行為の種類	建築物	☐ 新築 ☐ 改築 ☐ 増築 ☐ 移転 ☐ 外観を変更することとなる修繕・模様替 ☐ 色彩の変更	
	工作物	☐ 新設 ☐ 改築 ☐ 増築 ☐ 移転 ☐ 外観を変更することとなる修繕・模様替 ☐ 色彩の変更	
	☐ 開発行為		☐ 木竹の伐採
完了の場合の添付書類	付近見取図（1/2, 500 以上） 配置図（1/200 以上） カラー写真（良好な景観の形成の配慮事項が確認できる写真）		
中止の場合の理由			

第 年 月 日 号

変更命令書

様

野田市長 印

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないと認められるので、景観法第 17 条第 1 項の規定により、下記の措置をとることを命じます。

記

- 1 届出のあった行為
- 2 適合しないと認められる理由
- 3 必要な措置
- 4 履行期限 年 月 日
- 5 報告期限 年 月 日
- 6 報告先

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

原状回復等命令書

様

野田市長 印

年 月 日付け第 号により通知した変更命令に係る行為については、景観法第17条第5項の規定により、原状回復又はこれに変わるべき措置をとることを命じます。

記

1 原状回復等命令の対象となる行為

2 命令の理由

3 必要な措置

4 履行期限 年 月 日

5 報告期限 年 月 日

6 報告先

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

期間延長通知書

様

野田市長 印

年 月 日付けで届出のあった景観計画区域内の行為について、景観法第 17 条第 4 項の規定により同条第 2 項の期間を延長したので、通知します。

行 為 の 種 類	
場 所	野 田 市
延 長 す る 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (日 間)
延 長 す る 理 由	

身 分 証 明 書

第 号

所 属 氏 名

職 名 生年月日 年 月 日

この証票を携帯する者は、景観法（平成 16 年法律第 110 号）の規定により、原状回復、立入検査又は立入調査を行うことができる。

年 月 日 発行

野田市長 鈴木 有

景 観 法 （ 抜 粋 ）

第 17 条

- 6 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合には、これを提示しなければならない。
- 7 景観行政団体の職員は、第1項の規定の施行に必要な限度において、当該景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工物の存する土地に届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査せしめ、若しくは特定
- 8 第6項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合には、これを提示しなければならない。
- 9 第7項の規定による立入検査又は立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 23 条

- 3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合には、これを提示しなければならない。

景観重要建造物等指定同意書

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所

氏 名

私の所有（占有・管理）する次の物件について、野田市景観条例第9条第1項の規定により、景観重要建造物等として指定されることに同意します。

景観重要建造物等の名称	
景観重要建造物等の種類	☐ 景観重要建造物 ☐ 景観重要樹木
景観重要建造物等の所在地	
景観重要建造物等の概要 （建造物にあっては、敷地面積・建築面積・延べ面積・階数及び高さ・構造・完成年月日・外観の特徴等） （樹木にあっては、樹種・樹高・葉張り等）	
その他参考になる事柄	

第 年 月 日 号

景観重要建造物等指定通知書

様

野田市長 印

景観法（第19条第1項・第28条第1項）の規定により、次のとおり景観重要建造物等の指定をしたので、同法（第21条第1項・第30条第1項）の規定により通知します。

景観重要建造物等の名称	
景観重要建造物等の種類	☐ 景観重要建造物 ☐ 景観重要樹木
景観重要建造物等の所在地	
景観重要建造物等の所有者	氏名 住所
指定の理由 （建造物にあつては、外観 の特徴、樹木にあつては、 樹の特徴）	
指定番号及び指定年月日	第 号 年 月 日
事務担当課	部 課 電話

年 月 日

景観重要建造物等現状変更許可申請書

(宛先)野田市長

住 所

氏 名

景観法（第22条第1項・第31条第1項）の規定により、景観重要建造物等の現状の変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

景観重要建造物等の名称	
景観重要建造物等の種類	☐ 景観重要建造物 ☐ 景観重要樹木
景観重要建造物等の所在地	
景観重要物件の所有者	氏名 住所
指定番号及び指定年月日	第 号 年 月 日
変更の理由	
変更の方法等	
行為の期間	着手予日 年 月 日から完成予定 年 月 日

添 付 書 類
☐ 施行方法の図面 ☐ 位置図（1/2, 500以上） ☐ 現況写真 ☐ 所有者の意見書 ☐ その他

第 号
年 月 日

景観重要建造物等現状変更許可通知書

様

野田市長 印

年 月 日付けで申請のあった景観重要建造物等の現状変更について、
景観法（第22条第1項・第31条第1項）の規定により、次のとおり許可したので通知しま
す。

景観重要建造物等の名称	
景観重要建造物等の種類	☐ 景観重要建造物 ☐ 景観重要樹木
景観重要建造物等の所在地	
景観重要建造物等の所有者	氏名 住所
指定番号及び指定年月日	第 号 年 月 日
変更の方法等	別紙のとおり
付記	

第 号
年 月 日

景観重要建造物等現状変更不許可通知書

様

野田市長 印

年 月 日付けで申請のあった景観重要建造物等の現状変更について、
次の理由により許可しないこととしたので通知します。

景観重要建造物等の名称	
景観重要建造物等の種類	☐ 景観重要建造物 ☐ 景観重要樹木
景観重要建造物等の所在地	
景観重要建造物等の所有者	氏名 住所
指定番号及び指定年月日	第 号 年 月 日
許可しない理由	

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

景観重要建造物等指定解除通知書

様

野田市長 印

景観法（第27条第3項・第35条第3項）の規定により、次のとおり景観重要建造物等の指定を解除しましたので通知します。

景観重要建造物等の名称	
景観重要建造物等の種類	☐ 景観重要建造物 ☐ 景観重要樹木
景観重要建造物等の所在地	
景観重要建造物等の所有者	氏名 住所
指定番号及び指定年月日	第 号 年 月 日
指定解除年月日	年 月 日
指定解除の理由	

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

景観重要建造物等所有者変更届出書

(宛先) 野田市長

申請者 住 所

氏 名

景観重要建造物等の所有者を変更したので、景観法第43条の規定により、次のとおり届け出ます。

景観重要建造物等の名称	
景観重要建造物等の種類	☐ 景観重要建造物 ☐ 景観重要樹木
景観重要建造物等の所在地	
指定番号及び指定年月日	第 号 年 月 日
旧所有者	氏名 住所
変更年月日	

年 月 日

景観整備機構指定申請書

(宛先) 野田市長

申請者 法人の住所
事務所の所在地
法人の名称
代表者氏名

景観法第 92 条第 1 項の規定により景観整備機構の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

法人の種別	☐ 一般財団法人 ☐ 一般社団法人 ☐ 特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 2 条第 2 項の特定非営利活動法人	
指定後の予定業務	景観法第 93 条	
	☐ 第 1 号	良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
	☐ 第 2 号	管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。
	☐ 第 3 号	景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。
	☐ 第 4 号	第 3 号の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。
	☐ 第 5 号	景観法第 55 条第 2 項第 1 号の区域内にある土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行い、並びに当該土地についての権利を取得し、及びその土地の管理を行うこと。
	☐ 第 6 号	良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。
	☐ 第 7 号	前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。

第 号
年 月 日

景観整備機構指定決定（却下）通知書

様

野田市長 印

年 月 日付けで申請のあった景観整備機構の指定については、審査の結果、景観法第 92 条第 1 項の規定により、景観整備機構として指定決定（却下）したので通知します。

機構の名称	
指定番号	
機構の住所	
事務所の所在地	
業務の内容	

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

景観整備機構名称等変更届出書

(宛先) 野田市長

申請者 法人の住所

事務所の所在地

法人の名称

代表者氏名

景観法第 92 条第 3 項の規定により届け出ます。

指定番号及び指定年月日	第 号	年 月 日
変更予定年月日	年 月 日	
変更する事項	☐ 法人の名称 ☐ 住所 ☐ 事務所の所在地	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

注

- 1 該当する□に、レ印を記入してください。
- 2 変更に係る事項を記載した書類を添付してください。

年 月 日

景観整備機構業務内容変更届出書

(宛先) 野田市長

申請者 法人の住所

事務所の所在地

法人の名称

代表者氏名

景観整備機構業務内容について次のとおり変更したので、野田市景観法及び野田市景観条例施行規則第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり関係図書を添えて届け出ます。

指定番号及び指定年月日	第 号 年 月 日	
変更年月日	年 月 日	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

注 変更に係る事項を記載した書類を添付してください。

年 月 日

景観整備機構指定辞退届出書

(宛先) 野田市長

申請者 法人の住所
事務所の所在地
法人の名称
代表者氏名

景観整備機構の指定を辞退したいので野田市景観法及び野田市景観条例施行規則
第 17 条第 3 項の規定により次のとおり届け出ます。

指定番号及び指定年月日	第 号 年 月 日
辞退する年月日	年 月 日
指定を辞退する理由	

第 号
年 月 日

勸 告 書

様

野田市長 印

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観計画に定められた行為制限に適合しないと認められるので、景観法第 16 条第 3 項の規定により、下記の措置をとることを勧告します。

野田市景観条例第 6 条の規定による事前協議書の提出がされていないので、第 7 条第 2 項の規定により下記の措置をとることを勧告します。

年 月 日付けで提出のあった事前協議書については、景観計画に定められた行為制限に適合しないと認められるので、野田市景観条例第 7 条第 2 項の規定により、下記の措置をとることを勧告します。

なお、この勧告に従わない場合は、野田市景観条例第 11 条第 1 項の規定により氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を公表する場合があります。

記

- 1 対象行為
- 2 行為の場所
- 3 勧告内容
- 4 とるべき措置
- 5 期限

年 月 日

第 号
年 月 日

意見を述べる機会の付与通知書

様

野田市長 印

次の行為は、野田市景観条例第11条第1項の規定により公表することを予定している
ので、同条第2項の規定により通知し、意見を述べる機会を付与します。

なお、意見書の提出期限までに提出がない場合は、意見がないものとして取り扱
います。

対象行為の所在地	
対象行為	
対象行為者の氏名及び住所	
勧告（命令）の内容	
公表の予定時期	
公表の方法	
意見書の提出期限	